岡山市支線バス停留所更新検討業務委託　特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

１　履行期限を厳守すること。

２　受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。

なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

３　作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

４　本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。

５　業務計画書

（１）受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

６　業務目的

本業務は、運行中の支線バスにおける各停留所の更新に向けて、既存停留所の現況を調査するとともに、新たに設置する停留所の形状の選定等、更新に必要な検討を行うことを目的とする。

７　業務内容

（１）既存停留所の現況調査

運行中の支線バス（表１参照）を対象に、各停留所の現況を調査し、カルテを作成する。調査項目は、以下の通り。

・現場写真（上り・下り）
・設置タイプ（置きタイプ、土中タイプ等）
・設置個所の道路状況（道路幅員、道路占用の可否等）
・既設支障構造物の状況（側溝、縁石等）
・官民境界（図面及び現地状況の確認）
・地下埋設物の状況（図面による机上調査）
・設置位置が民地の場合は、地権者等の情報

表１　対象の支線バス（６方面７系統）

系統番号	路線名	区間	停留所数	上下計
F01	妹尾・北長瀬線	妹尾駅～北長瀬駅	14 箇所	28 箇所
F02	妹尾・岡南線	妹尾駅～築港新町	18 箇所	36 箇所
F03／ F04	高島・旭川荘／ 備前原線	高島駅前～旭川荘／ 備前原駅	15 箇所	25 箇所
F05	東山・操南台団地線	東山～操南台団地～東山	26 箇所	
F06	庭瀬循環線	庭瀬駅～東花尻～庭瀬駅／ 吉備公民館・地域センター	9 箇所	
F07	芳泉・岡南線	岡南営業所～築港新町	24 箇所	48 箇所
合計			106 箇所	172 箇所

※停留所数は起終点を含み、一部重複

（２）新たに設置する停留所の形状等の検討

（１）の調査結果に基づき、各停留所の更新に向けた検討を行う。検討項目は以下の通りとする。

・設置可能な停留所タイプ（４種類のタイプから選択）

・既存停留所の撤去方針（取り壊し必要、撤去のみ等）

（３）道路占用許可申請書類の作成（置きタイプ：各停留所）

形状を検討した停留所のうち、置きタイプへの更新を想定する各停留所について、道路占用許可申請に必要な書類を作成する。作成する書類は、以下の通り。

・道路占用許可申請書

・位置図、平面図、断面図

・写真

なお、位置図及び平面図の下図となる地図データは発注者より提供する。

（４）報告書作成

上記成果をとりまとめ、報告書を作成する。

（５）打合せ

業務の着手時、中間時（1 回）、成果品納入時について打合せ協議（3 回）を実施する。

８　納入成果品

成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し、その指示に従うものとする。

成果品は以下のとおりとする。

・業務報告書…1 部（A4 版）

・業務報告書概要版…1 部（A4 版）

・業務報告書データ…CD-R または DVD-R　1 部

・その他成果データ一式…CD-R または DVD-R　1 部

映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、す

べて岡山市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

９　各種図面のファイル化について

（１）各種図面（平面図、縦断図、標準断面図、横断面図、構造図、用地図（公図含む）等）は電子ファイル化して提出のこと。

（２）受注者がＣＡＤソフトを利用する場合は以下によること。

１）使用のＣＡＤソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。

２）ＣＡＤソフトはＳＸＦレベル２に対応しているものを使用すること。（可能な範囲）

（３）記録媒体は、ＣＤ－Ｒの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。

（４）記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。

（５）提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施）

１）市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。

２）ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。

１０　委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html

１１　変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= \left(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}\right) \times (1+\text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

１２　使用する技術基準等

受注者は、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書第 1201 条に定める最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。

１３　ウィークリースタンスの推進

（１）本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し１週間における

就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び１６時以降に打合せはしない。
③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
⑦ 昼休みや午後５時以降開始の打合せをしない。
⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
⑨ その他、任意に設定。

（２）ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については，初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

（３）受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

（４）成果物納入時の打合せにおいて，実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し，「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し，共有する。

なお､「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html